

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部環境課	
契約締結年月日	令和4年4月1日	
業 務 名	ガラスびん類（無色及び茶色）中間処理業務	
業 務 の 概 要	市が分別収集するガラスびん類の再商品化を行うために必要な選別及び保管を行う。	
契 約 金 額	ガラスびん類1kg当たり9.0円（税別） 年間予定金額3,781,800円（税込） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	循環資源株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>（該当する□欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	ガラスびん類の運搬は、本市が委託した事業者が行っており、運搬に要する時間的コスト及び処理単価を勘案し、近隣に事業所を有する事業者のうち、最も安価で契約できる事業者を選定した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境課です。